

# 事業概要シート

施策 0801 低所得者の生活支援

《》の金額 現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計  
 ※ 補正予算要求時は今回の補正予算額を除く。  
 ※ 次年度予算要求時は次年度繰越額を除く。

事業名	生活困窮者自立相談支援事業	拡充	予算額	26,863 千円
				《 15,700 》千円
事業期間	平成27年度 ~	財 源 内 訳	国庫支出金	19,126 千円
			県支出金	千円
			地方債	千円
			その他	4,063 千円
			一般財源	3,674 千円
根拠法令要綱等	生活困窮者自立支援法 大村市生活困窮者自立支援法施行細則			

## 【事業の目的・概要・対象】

平成27年4月1日に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、生活困窮者からの相談窓口を設置し、就労その他の自立に向けての相談支援を実施することで、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。

### ・自立相談支援事業（必須）

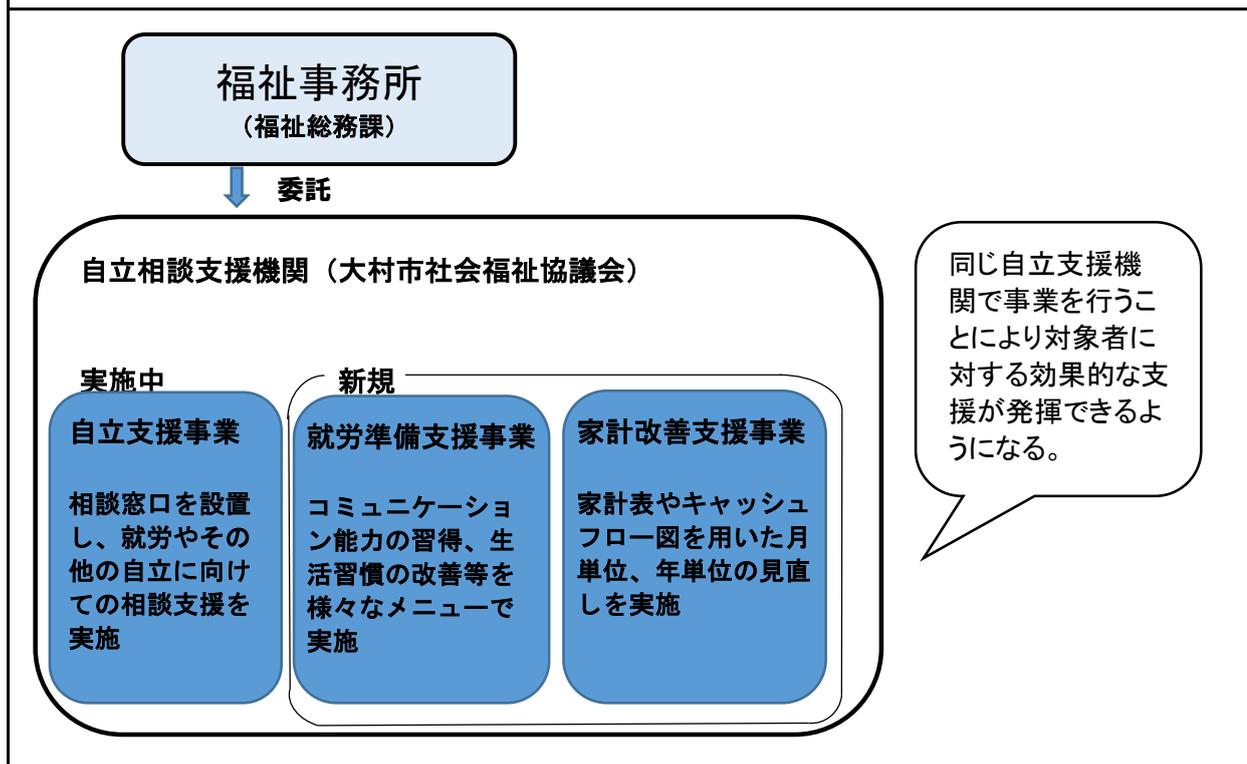
生活に何らかの不安を抱えている人、困っていることがある人等が、相談窓口へ相談に来ていただくと支援員が相談を受け、どんな支援が必要か相談者と一緒に考え、支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。

### ・就労準備支援事業（任意）（新規）

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行う。

### ・家計改善支援事業（任意）（新規）

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生の支援を行う。



## 【背景】

生活困窮者自立支援法は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するものである。その中の任意事業として規定されていたことから、本市においても取り組みを開始したい。

担当課	福祉保健部 福祉総務課	課長	山口 理行
担当者	井川 心	問合せ先	0957-53-4111（内線151）

## 事業概要シート

### 【活動指標】

指標名		単位	H30 (実績)	R1 (計画)	R2 (計画)	R3 (計画)	R4 (計画)
①	相談件数	計画値 件	238	120	120	120	120
②		計画値					

### 【成果指標】

指標名		単位	H30 (実績)	R1 (計画)	R2 (計画)	R3 (計画)	R4 (計画)
①	就労件数	計画値 件	0	0	12	12	12
②	家計相談の支援件数	計画値 件	0	0	70	70	70

### 【予算・決算】 (千円)

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
事業費	13,293	11,170	15,700	26,863	26,863	26,863	120,752
国庫支出金	10,106	10,468	11,775	19,126	19,126	19,126	89,727
県支出金							0
地方債							0
その他				4,063	4,063	4,063	12,189
一般財源	3,187	702	3,925	3,674	3,674	3,674	18,836
人件費	254,604	2,981	2,969	2,969	2,969	2,969	269,460
職員(人)	0.35人	0.40人	0.40人	0.40人	0.40人	0.40人	2.35人
時間外勤務(h)	42h	36h	30h	30h	30h	30h	198h
嘱託員(人)							0.00人
フルコスト	267,897	14,151	18,669	29,832	29,832	29,832	390,212

妥当性 (市の関与)	生活困窮者自立支援法に規定される事業であり、実施主体は福祉事務所を設置する市町村とされている。
有効性 (施策貢献度)	生活困窮世帯の支援は貧困の連鎖の防止を強化する取り組みとして有効性があり、本市が目指す施策の方向性と一致している。
効率性 (コスト)	生活困窮者自立支援法の定めるところにより市の負担は、自立支援事業は3/4。就労準備支援事業と家計改善支援事業は、2つを実施することで2/3となっている。

1次評価	担当者記載のとおり
2次評価	1次評価のとおり